

令和7年度第2回愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

令和8年2月12日（木）午後1時30分から午後3時10分まで

2 開催

愛知県庁本庁舎6階 正庁

3 出席者

委員総数23名中18名

（出席委員）

犬飼尚子委員、加藤悦久委員、久世康浩委員、後藤澄江委員、榊原輝重委員、杉浦ますみ委員、杉本春美委員、鈴木右委員、中井恵美委員、中屋浩二委員、野田幸枝委員、橋爪共弘委員、本多伯舟委員、政木由妃子委員、邑松有紀委員、室田ひふみ委員、山本理絵委員、渡邊佐知子委員

（事務局）

子ども家庭推進監、子育て支援課長、児童家庭課長、
県民文化局（社会活動推進課、学事振興課私学振興室）
教育委員会（あいちの学び推進課、高等学校教育課、義務教育課、特別支援教育課）
ほか

4 議事等

（子育て支援課 平山課長補佐）

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回愛知県子ども・子育て会議を開催させていただきます。

私は子育て支援課の平山と申します。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御参加いただきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは開会にあたりまして、櫻井子ども家庭推進監から御挨拶申し上げます。

（櫻井子ども家庭推進監）

子ども家庭推進課の櫻井と申します。本日はよろしくお願ひします。

委員の皆様方におかれましては、日頃から子育て支援に関する行政に関しまして、いろいろとお世話になりましてありがとうございます。

本日は、第2回目の愛知県子ども・子育て会議の開催をさせていただきます。

子どもの権利の尊重に関する基本的な理念や取組を定めます条例の制定に向けまして、前回の第 1 回目の会議におきましては、皆様方から様々な御意見を賜ったところです。

そこで、本日は委員の皆様からの御意見を踏まえまして、条例骨子(素案)を作成いたしましたので、第 1 件目の議事として御審議をいただきたいと思っております。

また、子ども・子育て支援法に基づきます基本指針の改正にあわせまして、県のこども計画についても変更する必要が生じたことから、議事の 2 件目の議題としまして、「愛知県こども計画はぐみんプラン 2029」の変更の、対応案について御審議をいただきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜り、本日の会議が実りあるものになりますように祈念いたしまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

(子育て支援課 平山課長補佐)

次に、委員の皆様のお紹介ですが、今回、委員改選によりまして委員に変更が生じております。

お手元の配布資料 2 枚目にお付けしております、愛知県子ども・子育て会議委員名簿を御覧ください。

それでは、今回新たに委員に御就任された方につきまして、ここで紹介させていただきます。

政木由妃子様。日本労働組合総連合会愛知県連合会ジェンダー平等・多様性推進局長でいらっしゃいます。

また、新井委員、春原委員、堀川委員、水越委員、森藤委員については、本日は所用により御欠席との連絡をいただいております。

なお、本日の会議では、定足数である半数を超える 18 名の委員に御出席いただいておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしている資料は

- ・資料 1—1 子どもの権利に関する条例（仮称）条例骨子（素案）について
- ・資料 1—2 第 1 回会議においていただいた他の意見に対する対応
- ・資料 2 子ども・若者からの意見聴取及び今後のスケジュール等について
- ・資料 3—1 国基本指針の改正に伴う「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」の変更について
- ・資料 3—2 「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」の変更新旧対照表

・参考資料1 愛知県子ども・若者意見反映ワークショップ～子どもの権利について～

A4とA3の資料があります。不足等ありましたら、挙手いただければと思います。

その他、委員の皆様には参考として、各自治体における権利救済委員会等の状況についてのA3の1枚と、犬飼委員から御提出がありました資料、「子どもの権利に関する条例の制定」に関する意見書、こちらを机上配付させていただいております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、進行させていただきます。

続きまして、当会議の運営に関する事項について御説明申し上げます。

この会議は、愛知県社会福祉審議会規程第9条第4項で準用する同条第3項の規定により公開としております。

1月29日から県ホームページで会議開催のお知らせをしておりますが、傍聴者、報道関係者の方は、本日はいらっしゃいません。

議事録につきましては、愛知県のホームページで公開することとしておりますので御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては後藤会長をお願いいたします。

(後藤会長)

皆様こんにちは。

本日も、どうぞ会議運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、愛知県社会福祉審議会規程第9条第1項の規定によりまして、本日の議事録署名人2名を指名させていただきます。

本日の議事録署名人に愛知県町村会の加藤委員と愛知県経営者協会の久世委員2名をお願いさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(各委員了承)

はい、ありがとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議事は、先ほどお話いただきましたように、子どもの権利に関する条例(仮称)条例骨子(素案)の検討と、2つ目に、「愛知県子ども計画はぐみんプラン2029」の変更についての2点でございます。

まず、議題(1)の「子どもの権利に関する条例(仮称)条例骨子(素案)の検討について」ということで、事務局の方から御説明をお願いいたします。

(子育て支援課 森川課長)

よろしく申し上げます。

子育て支援課長の森川でございます。

私からは本日の議題(1)「子どもの権利に関する条例(仮称)条例骨子(素案)の検討について」、御説明をさせていただきます。

それでは、資料1「子どもの権利に関する条例(仮称)条例骨子(素案)について」を御覧ください。

前回の会議で委員の皆様から頂戴いたしました意見を踏まえまして、今回資料1のとおり、条例骨子(素案)を提示させていただきます。

表の欄外上部でございますとおり、ゴシック体、かつ、下線が引いてある箇所は、第1回会議の委員の意見等を踏まえまして、補記または修正を行った箇所となります。

またゴシック体みの箇所は、第1回会議で提示させていただきました概要から骨子(素案)にするに当たりまして、事務局において、補記または文言の整理を行った箇所となります。

下線部を中心に、主な部分について御説明をさせていただきます。

まず、「① 目的」を御覧ください。こちらは、骨子(素案)にするにあたり、ゴシック体のとおり、事務局において補記をさせていただいております。

次に、「② 定義」でございますが、表の右側に委員意見の要旨を記載させていただいております。「権利救済を行っている中でも支援が18歳で区切られることがあるため、子どもの定義について、年齢で区切ることがないようしたほうが良い。」という御意見をいただきました。第1回会議当日も御質問をいただき、回答をさせていただいたところでございますが、子どもの定義について、「心身の発達過程にある者。子どもに関する施策の対象となる子どもの範囲は、施策ごとに定める。」としております。また、子どもの定義以外にも、子どもに関する施策や保護者、学校関係者等に関しても定義づけをしております。

続いて「④ 県の責務」を御覧ください。

こちらは特に委員からの御意見はなかった箇所でございますが、骨子(素案)にするに当たりまして、ゴシック体の箇所を補記させていただいております。

続いて「⑤ 保護者の役割」を御覧ください。前回会議においては保護者の役割として、「子どもの健やかな成長に第一義的責任を有する」ことを認識し、子どもの心身の健やかな成長を図る」としておりました。これにつきまして、「第一義的責任を有する」という文言は、親だけで子どもを育てることが難しいケースもあるため、最終的には親の責任となるといった捉え方がされないようにしていただきたい。」との御意見をいただいたところでございます。

事務局といたしましては、こども基本法において、「こどもの養育については、

家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下」と記載があることから、第一義的責任を有するとの文言を使用しておりましたが、本条例では、保護者の「責務」ではなく、「役割」について規定をしていく箇所であること。また、児童福祉法において、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」とあることから、保護者のみが責任を有すると受け取られかねない文言の使用は避けると同時に、「親が子どもの権利を侵害しないようにすることが重要である」との御意見も踏まえまして、「基本理念にのっとり、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようするとともに、自立心を育成し、心身の健やかな成長を図るよう努める。」とさせていただいたところでございます。

続いて「⑥ 学校関係者等の役割」、「⑦ 事業者の役割」、「⑧ 民間団体の役割」については、基本理念にのっとることを明確にし、必要な補記を行っております。

続いて「⑨ 県民の役割」についてですが、前回の会議では、「親が子どもの権利を侵害しないようにすることが重要。」、また、「子どもの意見、声を聞くことができる大人の人数を増やすこと必要がある。」との御意見をいただいております。事務局としても御指摘の視点を条例上わかりやすく規定ができるよう、県民の皆様にも子どもに関する施策のみでなく、子どもの権利についても理解・関心を深めていただきたいこと、子どもの意見を聴いていただきたいことを条文上明確にしたいと考えております。

総則の最後になりますが、「⑩ 市町村との連携」については、市町村との連携のみでなく、県が「市町村が行う子どもに関する施策に協力する。」旨を追記しております。

次のページを御覧ください。

ここからは、基本的施策に関する規定になります。

「⑪ 施策の計画的な推進」についてですが、「条例の理念がはぐみんプランにおいて達成できているか見直すべきではないか。」との御意見をいただいたところです。そのため、「愛知県こども計画はぐみんプラン2029」において、子どもに関する施策の推進を図る上で、「この条例の趣旨を踏まえ」ることを追記いたしました。

続いて、「⑫ 意見反映」では、「対象である子ども自身が施策を評価する方法が必要。」、また、「子どもに対しての適切な情報提供が必要。」といった御意見をいただいております。いただいた御意見を踏まえまして、こども基本法の記述と同様の、「子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子どもに関する施策の対象となる子ども又は保護者、その他の関係者の意見を聴き、その意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。」

とさせていただきます。また、適切な情報提供も大変重要なものになってございますので、新たに「県は、子どもが子どもに関する施策に対する理解を深めることが出来るよう適切な情報提供を推進するものとする。」という部分を追加いたしました。

続いて、「⑭ 子どもの権利の周知」については、「子どもを取り巻く教育機関・保育機関などの大人に対しての周知」や「大人の既成概念を変えるような周知」、「保護者にとってもわかりやすい情報提供」の必要性について、御意見をいただいたところでございます。このため、周知する内容やその対象が明確になるよう、「この条例や、児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨及び内容について」広報活動を行うこと、また、「子どもを含めた県民に」周知していくことを規定していきたいと考えております。加えて、「県は、基本理念が地域社会に浸透し、社会全体で子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう努めるものとする。」というものを追加し、広く社会全体で子どもの権利に対する理解が促進されるよう努めていきたいと考えております。

続いて、「⑮ 居場所づくり」、「⑯ 相談体制」についてでございますが、骨子（素案）にするにあたって、記述をより明確にさせていただきました。

続きまして、「⑰ 権利救済委員会」についてです。こちらは前回、第1回の会議においても多くの御意見をいただいたところでございますが、記載にありますとおり、知事の附属機関として、権利救済委員会を設置する旨を条例上規定することを考えております。なお、救済委員会の機能や役割などにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。他県の救済委員会の事例を参考資料として机上配付させていただいておりますので、そちらも御参照いただければ幸いです。

最後に、「⑱ 推進体制」及び「⑲ 財政上の措置」についても、骨子（素案）にする上で、記述をより明確にいたしました。

以上が資料1-1についての説明となります。

続きまして、資料1-2「第1回会議においていただいた他の意見に対する対応」を御覧ください。

こちらの資料では、第1回会議でいただきました御意見のうち、ただいま資料1-1で御紹介いたしました意見以外の意見に対して、県の考えや対応方針を記載させていただいております。

まず、「子ども施策を推進するにあたって、その在り方を検証する仕組みが必要。」、「個別救済から制度改善につなげていくための第三者機関が必要。」、また、「相談を受けて終わりではなく、それに対する調査・救済と、それに関連して、子どもの権利の視点から施策に対する改善等の提言をする機能をもった第三者機関としての救済委員会が必要。」という御意見についてでございます。はじめ

に、本県の子ども施策については、「愛知県子ども計画はぐみんプラン2029」において推進を図ることとしており、各施策に対する評価・検証を行う機関としては、引き続きこの会議にゆだねてまいりたいと考えております。また、個別救済から制度改善につなげる仕組みについては、先ほど御説明をさせていただきました、子どもの権利救済委員会の機能とあわせて、検討してまいりたいと思っております。

次に、「4つの原則の下に、具体的な権利を記すべき。」という御意見についてですが、御意見のとおり具体的な権利を示すことは、子ども本人やその保護者等が子どもの権利を理解するきっかけになるものと承知をしております。

一方で、児童の権利に関する条約において、既に具体的な子どもの権利が規定されているところがございます。

このような中で、県で具体的な権利を規定した場合、既存の子どもの権利をなぞるだけになることや、また県内では既に多くの市町村で子どもの権利に関する条例が制定されているところであり、そういった既に県内の市町村で規定されている権利条例との齟齬が生じる可能性が出てくることが考えられます。

こうしたことから、県の条例においては、児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則を基本理念とした軸にして、制定を進めてまいりたいと考えております。

一方で、冒頭申し上げたとおり、具体的な権利について、子どもやその保護者等に知っていただくことは大変重要であると考えておきまして、資料1-1の⑭にありますとおり、子どもの権利の周知については、条例上盛り込む予定であること、加えて、条例が制定された後には、具体的な権利の内容をわかりやすく示した、例えば権利カタログのようなものを作成すること等を検討してまいりたいと考えております。

次に、「基本理念に記載の内容が、基本的施策に結びついていない部分があるため、基本理念と基本的施策が一对一の関係になるようにしたほうが良い。」という御意見をいただいております。まず、これについて条例に規定する基本理念については、全ての子どもに関する施策を実施する上で、遵守すべき考えとなります。

一方で、基本的施策は、子ども・子育てに関する様々な施策がある中で、子どもの権利が尊重され、全ての子どもが健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会となるために特に必要となる施策を列挙しているところです。

基本理念に記載している、基本的人権の保障や差別的取り扱いの禁止、最善の利益の尊重については、基本的施策の取組全体を通して実現をしてまいりたいと考えております。

次に、「外国にルーツを持つ子どもに対する記載があったほうが良い。」「条例制定を機に、障害のある子どもが保育園等で受け入れできる体制を整えていくべき。」「発達障害の子どもなどが増える中、専門的なケアができるような体制を整えていくべき。」、また、「教員不足ということがあるので、財政の面でも整えていただきたい。」といった御意見を頂戴いたしました。県としては、この条例は全ての子どもがその権利を尊重され、健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための大きな枠組みを作るものと考えており、御指摘をいただきましたような個別の施策の推進につきましては、「愛知県子ども計画はぐみんプラン 2029」により引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、名古屋市のみで開催する予定の子ども・若者のワークショップについて、より「様々な子どもの意見を反映する方法を検討することが必要。」また、「SNSで意見募集をするやオンラインも併用するなど、多くの子ども・若者に参加してもらえるよう工夫すべき。」といった御意見をいただきました。子ども・若者意見反映ワークショップにつきましては、名古屋市で昨年12月に開催をしたところでございますが、御意見を踏まえまして、オンライン環境でのアンケートによる意見聴取を3月頃に開催することとしたいと考えております。また資料にはありませんが、現在、声を上げにくい環境にある子どもからの意見聴取として、児童養護施設の御協力を得て、社会的養護下にある子どもたちからの意見聴取を行えるよう、調整を行っているところでございます。具体的なスケジュールにつきましては資料2でも御説明をさせていただきます。

最後に、「一つ一つの子どもの権利を具体的に確認し、書き記した権利カタログが必要。」という御意見についてでございます。条例が制定された後には、児童の権利に関する条約の内容を盛り込んだ権利カタログを作成することを含め、子どもの権利の周知を図っていくことを検討してまいりたいと考えております。

以上、資料1-2についての説明でございました。

続きまして、1枚おめくりをいただきまして、資料2「子ども・若者からの意見聴取及び今後のスケジュール等について」を御覧ください。

まず、「1 子ども・若者からの意見聴取等について」でございます。先ほども少し説明をさせていただきましたが、昨年12月14日に名古屋市におきまして、子ども・若者意見反映ワークショップを開催いたしました。当日は、小学生から社会人までの計17名の方に御参加をいただき、「どんな権利が大切だと感じるか」、また、「子どもの権利を守るために大人にしてほしいことや自分たちができることは何か」をテーマに様々な御意見をいただいたところでございます。

こちらのワークショップでも、子どもたちからの率直な意見をいただいたところでございますが、これに加えまして、来月をめぐりにオンライン環境でのアン

ケートによる意見聴取を実施することを考えております。また、先ほど御説明させていただいたところですが、社会的養護下にある子どもたちの意見聴取を行うべく、現在調整をさせていただいているところでございます。

なお、これらの取組により、どのような御意見をいただいたか、いただいた御意見をどのように条例に反映させていただくかについては、来年度の5月に予定しております、令和8年度第1回子ども・子育て会議にて御報告をさせていただく予定です。

次に、「2 愛知県内における条例の制定状況について」を御覧ください。愛知県内の子どもの権利に関する条例の制定状況につきまして、本課で独自に調査を行いましたので、その結果について御報告をいたします。昨年12月の時点で、既に子どもの権利に関する条例を制定している市町村は14自治体でございました。なお、具体的な市町村名につきましては表の下に記載をさせていただいております。

最後に、「3 今後のスケジュールについて」を御覧ください。3月にアンケートによる子ども・若者からの意見聴取を実施する予定としております。その後、年度が変わりまして、5月に令和8年度第1回子ども・子育て会議を予定しております。その場では今回の第2回会議でいただいた御意見及び先ほど申し上げましたとおり、子ども・若者からの御意見を踏まえて作成した条例骨子の案を提示させていただく予定としております。

議事(1)についての説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(後藤会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの説明についての質疑をこれから行いたいと思うのですが、その前に、審議会の外部からいただいております意見について紹介させていただきたいと思います。

名古屋市の条例に基づく附属機関として、子どもの権利侵害に関する調査や調整等を行う名古屋市子どもの権利擁護委員がありますが、そちらの子どもの権利擁護委員から、愛知県の条例制定に関しまして、御意見をいただいているというところがございます。今後、県が権利救済機関を設置する場合に、名古屋市とも調整・連携が必要となりますことから、ここでその内容を紹介させていただきたいと考えております。

御意見は3項目ございました。

1点目は、「子どもの権利条例制定について子どもの委員を選任し、子どもの委員とともに条例案を策定する」ということ、2点目は「具体的な子どもの権利

を条例に列挙してほしい」ということ。3点目は、「条例に独立した子どもの権利擁護機関の設置を位置づけ、名古屋市子どもの権利擁護委員など基礎自治体の子どもの権利擁護機関と連携すること」ということの3点の御意見でございました。

この御意見について、県の考え方は先ほど課長様から説明いただきましたところにも多く含まれていたかと思いますが、もし特に事務局の方から補足説明があれば、このいただいた意見について、何かお願いいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(子育て支援課 森川課長)

子育て支援課長でございます。

ただいま後藤会長の方から御紹介をいただきました御意見、名古屋市子どもの権利擁護委員からの御意見のうち、「具体的な子どもの権利を条例に列挙すること」、それから「条例に独立した子どもの権利擁護機関の設置を位置づけること」、この2点につきましては、資料1-1、1-2の説明と重複をしておりますので、それ以外の点につきましては、県としての考え方を御説明させていただきます。

まず、「子どもの委員とともに条例案を策定すること」この御意見につきましては、今回の条例の検討にあたっては、委員になる特定の数人の子どもから継続的に御意見をお聞きするという手法ではなく、ワークショップ形式での対面での意見聴取やオンライン環境下でのアンケート、また、現在調整を進めております社会的養護下にあるお子様からの意見聴取など、様々な手法で、より幅広く様々な子ども・若者の意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

また、「基礎自治体の子どもの権利擁護機関と連携すること」、この御意見につきましては、県内市町村の子どもに関する救済機関と、県の救済委員会を設置しました後には、県の救済委員会の運営上必要な連携については、当然実施をしていく予定と考えております。

以上でございます。

(後藤会長)

はい。どうもありがとうございました。

それでは、先ほどいただきました説明、また今の追加説明も加えまして、議題(1)について、皆様の御意見を伺ってまいりたいと思っております。

それではまず、本日皆様のお手元に配らせていただいているこちらの意見書は犬飼委員からのものがございますので、それも御覧いただきながら、まず犬飼委員の方から、提出資料のことも含めて御意見をいただけましたらと思いますので、よろしく願いいたします。

(犬飼委員)

はい。ありがとうございます。愛知県弁護士会の犬飼尚子です。

今日、机上配付していただいています意見書を10月31日付で県の方に提出させていただいております。内容としては、先ほど御紹介のなごもっかからの意見書と趣旨としては同じで、「子どもが参加をして作るべき。」「権利カタログを作るべき。」「権利救済機関を設置するべき。」という、主に3点になります。

まず、子どもの意見の反映ですけれども、先ほど御説明のあった特定の数人によるものではなく、広くワークショップなどでということでしたけれど、ただ、子どもが現時点で権利意識、子どもが持っている権利について理解をしているかということ、そうではない現状の中で、何の勉強もせず対話もせず、自分の考えを1度述べるというだけで、しっかりと子どもの意見が出るかということ、そうではないだろうと思います。

意見を作るためには、必要な情報を知り、それを検討し対話を重ねる中で、意見を形成していくというその意見形成の過程がすごく大切だと思うので、今ある、意見を1度聞くというだけで、子どもの意見が反映されるということにはならないだろうなと思います。なので、やはり、継続的に子どもの権利について考えていくという、子どもの委員を選任して一緒に条例を作っていくというプロセスが必要だろうと思います。

権利カタログについてですが、これは条例を制定後にというお話がありましたけれど、結論としては、条例の中に明記することが絶対に必要だと考えています。なぜかということ、繰り返しになりますけど、子どもも大人も子どもが権利を持っていて、その権利を侵害している侵害されているということ自体に気づいていないというケースが多々あります。ヤングケアラーも虐待もいじめも全てそうですけれど、そういうものだろうと。嫌というべきではないだろうと思込んでいる子どもたち、自分の権利が侵害されていることに気づいていない子どもたちがいて、だから表面化せず救済が進まないという現状があります。なので、権利を明記することによって、「私、安心して暮らす権利が侵害されているかもしれないな。」と気づくきっかけになるためには権利の明記が必要です。また、法律的には、権利を明記することで初めて保護の対象になるということもあります。今、皆さん当たり前に権利として認識していただいていると思いますが、環境権や知る権利というものも明記はされていません。あれは、裁判例を通して、最高裁判決で、そういった権利が初めて認定されることによって権利として認識され、それを守らなければいけないという社会になっていった。なので、権利を明記しなければ、やはりそれを保護しなければいけない、その侵害する側が、保護の必要性を認識できないということもあります。

また、私は弁護士として、子どもの権利が侵害されているときに、学校や施設や児相と話をすることもあります。現状は、子どもの権利条約を挙げるしかないなので、子どもの権利条約にはこういう権利があって、それが侵害されていますよという話をしますけれど、やはり、それって、そんな昔に制定された国連の話でしょと、ここ愛知県だよ、名古屋市だよということで、あまりそれがピンときて、それが侵害されているなら何とかしなければいけないねという空気になることはないです。なので、やはり条約に書いてあるというだけでは根拠としては不十分で、条例に明記されていますということが必要です。このあと、権利救済機関も設置されていくと思いますけど、じゃあその権利救済機関で何の権利を救済するのかっていうこと自体が、また不明確になってしまうと思います。私は、この権利が侵害されたと思っていますと言っても、その権利自体が条例で保護されているものなのかどうかっていうことを審議しなければいけないような状態になってしまってもいけないと思うので、権利救済機関を設置するのであればこそ、何の権利を保護するのかということを書く必要があると思います。

御検討いただいた結果、制定後にカタログをとということで考えていただいたのだと思うのですが、そのカタログが条例との関係でどういう位置付けになるのかということだと思います。少なくとも条例そのものではないと思うので、条例に明記されたカタログを後から作ったとしても、条例に明記されたということにはならないので、おそらくカタログに書いてありますよと言っても、それは条例とは違うリーフレットみたいなものでしょうと、何か理念みたいなものだろうということだと思います。やはり学校などは、なかなかピンときてくださらないのではないだろうかということが懸念されます。

あと、対応の中で、権利条約をなぞるだけになるという記載をしていただいていますけど、それは決してそうではないだろうと思います。なぞるだけで済むのだったら、そもそも条例が必要な事態にはなっていないので、なぞるという認識は、ちょっと、子どもの権利を守るという意味では少し認識が甘いのかなと思います。あと、条例間の齟齬が生じる可能性ということも書いていただいていますけど、具体的にどういった齟齬が懸念されるのかを、これは何かこう抽象的なものではなく、具体的にあるのかなというのは気になります。仮に、もちろん自治体ごとに違う事情があると思うので、こっちの条例にはあってこっちの条例にはないということは当然生じるかもしれませんが、ただ、そこに書いていない権利は認めないというわけではないでしょうから具体的に齟齬が生じるというケースが、私はちょっとイメージできないなと思います。

愛知県は外国籍の子も多いので、であるからこそいろいろな子どもの意見を聞いて、必要な権利というのを愛知県という広域で考える必要があるのかなと思っています。今回、その条例を制定する目的が何かということだと思うので

すけれど、子どものために作る条例だと思います。目的のところにもそのように書いていただいているので、だとすると、子どものためになる条例を作る必要があるのであって、大人の事情で、そういう流れになっているからなのか、もうある程度制定時期が黙示的に示されているからなのかわかりませんが、大人の事情で制定時期を決めてそれに間に合うところだけを書くということでは、愛知県としての取組の本気度がどうなのかなと率直に思いますので、少し厳しい意見かもしれませんが、中身のあるものを作らなければ、絵に描いた餅で全く使うことはできない、作っただけのものになってしまうだろうと思うので、本当に使える、それがあると本当に子どもが救済されるという条例を作るために、勇気を持って制定時期の見直しも含めて考えていただく必要があるかなと思います。それは、いろいろな自治体で今条例を作っている自治体ありますけれど、実際に制定時期の見直しもしながら、子どもの権利委員と一緒に作っていくという方針転換をしたという自治体もあると聞いていますので、そういった形で、もう少し1度考えていただきたいなと思います。

(後藤会長)

犬飼委員、ありがとうございました。

それでは、他の委員の皆様からもいろいろな御意見伺いたいと思います。いかがでございましょう。それでは、渡邊委員よろしく願いいたします。

(渡邊委員)

はい、ありがとうございます。

今日、意見書を配布していただきましてありがとうございます。

今、犬飼委員がおっしゃった意見と私も本当に全く同じ意見なのですけれども、まず子どもの参加の仕組みの保障についてなんですけど、先ほど特定の子、委員の意見ではなく、ワークショップ形式でと事務局の方がおっしゃいました。

私は、豊田市で子どもの権利擁護委員をしておりますが、豊田市は2007年に子ども条例ができたのですが、その条例制定にあたって、その子ども委員を公募して、24人(その後40人)の子ども委員が中学校区ごとに地域子ども会議というものを開催して、そこで子どもたちが集まって子どもが意見交換をするワークショップを開いたわけです。その中で、5,000件を超える意見が出てきたということを知っています。やはり、そういったその制定過程に子どもがしっかり関わっていく、そういったことが重要になるかなと考えます。現に、豊田市の子ども条例の中には、子どもが考えてくれた条文、そういったものも入っています。1例申し上げますと、「夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦する権利」があるっていうのは、まさに子ども自身が考えてくれた条文です。この話を今も子

どもたちに権利学習のときにお話をすると、本当に皆、目をきらきら輝かせて聞いてくれています。なので、そういった制定過程に関わるということが、いかに重要かということがこういったことからわかると思います。

それから具体的な権利を定めるというところは、先ほど犬飼委員がおっしゃったとおりです。子どもの権利条約では、子どもの権利って40ぐらいあると思いますが、豊田市の条例では、子ども条例に31の子どもの権利を具体的に定めています。地域の状況に応じた権利を皆で一緒に考えながら作る。そういったことが重要ななと思っています。子どもの権利条約では、権利全体を大きく4つに分けています。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利ということなのですが、豊田市の場合は子どもたちが、自分たちが守られるということではなくて、子どもを主体にして考えてもらいたいという意見があったので、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、それから参加する権利ということで、守られる権利というのを今言った中に整理し直して作ったということなのです。なので、そういった制定過程に関わるということが重要だということと、その具体的な権利が定められていないと、何を守るのかということがわからないと思います。

この条例の趣旨は、子どもの権利というのが子ども施策全体に生きてくる、浸透してくるということ、その子どもが生活するあらゆる場所で子どもの権利が守られるために作るのだと思います。そういうことを考えると、時間はかかるかもしれませんが、制定時期が決まっていると、なかなか厳しいという状況はあるということは重々分かるのですが、最初とりあえず作っておいて後で直せばいいと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、後で直すのも結構エネルギーが要るので、せっかく作った条例が形骸化してしまって、ただ作っただけになってしまっただけにはいけないと思うので御意見として申し上げたいと思います。以上です。ありがとうございました。

(後藤会長)

他にいかがでございましょうか。他の皆様からも御意見賜りたいと思いますがいかがでしょうか。はい、それでは鈴木委員さん、よろしく申し上げます。

(鈴木委員)

ワークショップを開いていただいたということで、小学生から中学生が対象だったというか、子どもの定義としては心身の発達過程にあるものとして、乳幼児はどうなってしまうのだろう。もちろん権利という概念が難しい年齢ではあるのですけれども、ここを聞かなくていいのですかっていうことだけ一言申し上げたいと思います。

(後藤会長)

この辺り、乳幼児の意見をどのように聴き取りを行ったか。今まで意見聴取に関わられた場合で、御存じの方いらっしゃいますでしょうか。

(渡邊委員)

子どもの意見表明って言ったときに、4つあると思います。

まずは、なかなか意見の表出が難しい子どもたちにどういうふうに意見を出してもらおうかということ。その意見というのは、「私はこう思う。」ということだけではなく、いろいろな表現の仕方があると思います。例えばもっと柔軟に考えると、絵を書くとか歌うとか踊るとか、それも表現の1つかなと思うので、表現の仕方はいろいろあるので、それを把握する方法があるかというのが1つ。

「意見の表出の支援」、「意見の形成の支援」、「意見表明の機会を作る」「意見実施・実現の支援」。その4段階すべて実現していくことが必要かなと思います。

(後藤会長)

ありがとうございました。他の皆様でも今のこと、他の委員の意見への追加でも、他の観点からでも結構なのですが、何かございませんでしょうか。それでは中井委員、よろしくお願いします。

(中井委員)

12月に開催された子ども・若者意見反映ワークショップについて、もう少し説明をいただけたらありがたいなと思います。何かこう、報告とかどういう意見が多かったとか、そのワークショップに参加するにあたってどういう経路で来た人が多かったみたいなこととか、もうちょっと教えていただけたらありがたいなと思います。

(後藤会長)

県の方では、よろしくお願いします。

(子育て支援課 平山課長補佐)

まず、ワークショップのことについてお答えをいたします。周知の方法ですが、県では学校等を通して周知を行っております。また県のホームページや SNS でも周知を行ったところです。実際17名の方が参加いただきまして、小学生8名、中学生3名、高校生3名、大学生2名、それ以上の方1名、17名参加いただきました。実際には22名の応募があつて、そこから17名に参加いただいたとい

うところですが、主な意見なのですが、「大切だと思う権利について」と「権利を守るために自分たちでできることや大人にして欲しいこと」というものをテーマとして話し合っていました。

大切だと思う権利については、「教育を受けることで視野・将来の選択肢が広がり、より良い人生に繋がると思うので教育を受ける権利が大切だと思う。」という御意見。また、「子どもだからと排除されることなく社会のことについて知り、自身の思いを他者に伝えることが重要だから、知る権利・伝える権利を尊重してほしい。」「子どもからも積極的に声を上げること。」というもの。権利を守るためには、「友達がどう思うか考えて話して善悪を判断する。」という御意見がありました。また大人にしてほしいこととしては、「子どもの権利をみんなが知っている状態にする。」、これは第 1 回目の委員の皆様からの御意見をいただいたようなところと近いと思います。

また「大人の事情で一方向的に決めないでほしい。」というような意見もありました。以上になります。

(中井委員)

今、教えてくださったワークショップの内容は、今後ホームページ等で公開される予定はありますか。もしくはすでに公開されていますか。

(子育て支援課 平山課長補佐)

子どもたちの意見については、後ほどフィードバックというのが必要になりますので、何らかの形で、例えば県のホームページとかで公表することを考えております。どういった意見があったか、県はどう考えて、どのように条例に盛り込んだかとかです。先ほど事務局の方から説明させていただきました、今後行います子どもの意見聴取がありますが、オンラインのアンケートや、これは調整中ではありますが、社会的養護下の子どもからの意見がありますが、こちらについては、まず委員の皆様は令和 8 年度の第 1 回愛知県子ども・子育て会議で説明させていただきたいというふうに考えております。

(後藤会長)

どうもありがとうございました。他にも何か御意見等、よろしく願いいたします。

(杉本委員)

実は私はこの 12 月のワークショップに、子どもたちがどんな意見を言うのかなと思って、行かせていただきました。というのは、何名ぐらいの子が参加する

のかなあとか、すごく独特な意見を持った子の意見がそのまま反映されて、条例ができてしまうと怖いとか、そういうことを思ったので、行かせていただきました。

ただ、子どもだけでワークショップをやるので、大人は入れませんということで、なるほど、ちゃんと子どもを守って実施するのだなということも勉強になりましたが、ちょっと自分が聞きたいのは、この子たち17名は、今子どもが自分たちのその権利が守られていないとか、そういう問題意識を持って取り組んでいるのかどうかっていう確認はされましたか。特にそういうことはないけどワークショップがあったから、行ってみようと思ったのか、やっぱり何か自分たちは守られていないのではないかとか、そういう意識がある子たちが集まったのかっていうのは、いかがでしょうか。

(子育て支援課 平山課長補佐)

一般的な公募をしているので、問題意識があるかどうかというところは、具体的な確認はしておりません。実際にはそういったお子さんもいらっしゃるかもしれませんが、当日では、自分自身の権利が侵害されたとか、そういったことについては特に言及することはなく、まずは広く大切であろう権利について教えてくださいというテーマで話し合っていて、それを守るために自分たち・大人がどうしていくべきかということをお話し合っていたということ、我々としては見ております。また、先生には当日来ていただいたのに、子どもたちだけで、自由に話していただきたい趣旨の会なのでということで、見学を御遠慮いただき申し訳ありませんでした。

(杉本委員)

こういう会議で、机上の空論ではなくて、自分はこの条例ができて直接関わる学校や保育所、保護者もですけど、どのように変わっていかないといけないのかなとか、今、私たちなりに一生懸命子どもを大切にしていると思うのですが、何が今問題なのかということもまた教えていただくと、私たち学校も変わるのかなと思うので、また御指導ください。

(後藤会長)

大変貴重な意見をありがとうございます。この会議はいろいろなところで子どもに関わる皆様に御参加いただいておりますので、それぞれ、もし条例ができたときに御自身のところでは、この条例がどのように役立つのか、一方で、こういうところは留意して条例が制定されないと自分たちの仕事が動いていかないとか、そういう御意見を、ぜひこの場で御披露いただいて、より良い条例というも

のを作っていきたいと思います。杉本委員、大変良い御意見を言っていただきましてありがとうございます。

いかがでしょうか他の皆様、それでは、室田委員よろしく申し上げます。

(室田委員)

国公立幼稚園こども園長会です。先ほど鈴木委員がおっしゃったように、乳幼児は、なかなか自分の意見を言葉で言おうと思っても言えません。特に保育園は、親の都合でというお子さんが本当に多く、最近幼稚園こども園でも預かり保育を利用する方の中には、親の都合で朝 7 時半に送ってきて夕方遅くということもあります。

一番危惧していることは、園に来なくなる子がいます。最近そういうお子さんがいて、幼稚園はすごく情報が少なく、保護者に連絡を入れるのですが電話に出てもらえないとか。そういう状態になってしまうと、この子は今何をしているのだろう、どんな生活を家で送っているのだろうと本当に心配で、今、私は名古屋市の幼稚園にいるのですけれども、民生子ども課だったり、地域のケースワーカーだったりとかそういった方達と連絡を取って、やっと家庭の事情などいろいろなことが分かって、園では全然把握していませんでしたということもたくさんあります。あるとき、突然「もう他県に引っ越していましたよ。」とか、そういうことが起きています。家庭訪問も何回もしますが、「今ここには住んでいません。」という情報が入ることもあります。子どもたちが守られているのか、ということをごくよく思います。

外国にルーツのあるお子さんが保育園・幼稚園にもたくさん増えてきています。言葉が通じないからイライラして、暴力的になってしまうお子さんがいます。その子たちを守っていきたいのだけれども、私たちもやっぱりその子たちの国の言葉が十分話せるかって言うと話せないで、その子たちの気持ちを理解するのにとっても時間がかかります。本当に乳幼児の子どもたちは、いろいろな思いを持って過ごしているのだけれど、保護者、親の都合で、それに振りまわされている子たちがたくさんいる。その子たちをどう守っていくのかっていうことを、こういう条例の中でしっかりと打ち出していただけるといいなと思います。以上です。

(後藤会長)

はい、ありがとうございます。

条例の制定に向け、おっしゃるように、乳幼児のところはどうするのだろうと問題意識を持っているところでありました。そのところは、こども基本法とか、こういった条例のところでも、まだまだこれからのところですので、それぞれ参

考になる御意見とかありましたら、出していただけるとありがたいかなと思います。

いかがでしょうか。はい、それでは本多委員よろしく願いいたします。

(本多委員)

すいません、失礼いたします。

鈴木委員や室田委員がおっしゃっているように、私も幼稚園・保育園の方で関わってはいるのですが、子ども、乳幼児の意見表明っていうのはなかなか難しいところで、それをもとにこの条例の検討がされているところだと思うのですが、全く別次元のところ、そのことの検討っていうのは必要じゃないのかなと強く感じます。

子どもたちの意見を聞くことは私もすごくいいと思いますし、表明できることはすごくいいと思うのですが、表明できない子どもたち、障害の子も含めて、どうしていくかっていうのが、なかなかちょっと見えてないなあと思うので、また御検討いただければなと思います。以上です。

(後藤会長)

ありがとうございます。他にはいい。中井委員、いかがでしょう。

(中井委員)

子育て支援のNPOまめっこの中井です。

先ほど室田委員がおっしゃった子どもの権利っていう部分に対して、やはり親の都合で、長時間保育であるとか、適切な養育がされていないという、保護者の方と接する機会が多くあるので、ちょっと意見としてお伝えしたいと思います。

この子どもの権利に関する条例なので、まずは子どもが守られるっていうことを明記するっていうことが大事かなとは思うのですが、やはりその子どもの権利が守れない親御さんがどういう状況にあるか、その親が、みずから子どもの権利を侵害したいと思って侵害しているわけではないということ。もちろん、虐待だとか、子どもに手をかけてしまうのだとか、そういったことがないように、私たちはしていかないといけないですけれども、親のせいで、子どもの権利が侵害されているという見方をしてしまうと、やはり、本来、親は子どもに対して優しくありたいと思うし、よい親でありたいと思ってそう願っているけれども、環境とか、いろいろな成育歴だとか、御自身の心身の不調だとか、パートナーから暴力を受けていただくとか、いろいろな状況下の中で、ストレスが子どもに向かってしまうとか、養育費が受け取れないから朝早くから夜遅くまで働

かざるを得ないだとか、そういう状況に置かれてしまっている、保護すべき存在だと思っています。

なので、今回の子どもの権利に関する条例において、すべての子どもが持っている権利が等しく守られるように、保護されるように考えていくのですけれども、でも、やっぱり条例の基本的な理念というかそういうところに対して、それが守られない親であるとか、例えば、ここに出てくる保護者だとか、学校関係者・事業者・民間団体と県民って書いてありますが、それが守ることができない状況に追いやられている人に対して、温かいまなざしというか、保護に繋がるような書き方というか、そういうものがされるといいなと思っています。なので、「⑤保護者の役割」の中に「第一義責任を有する。」という文言に対して、やはり親だけで、どうしても十分な養育ができない家庭においては、そこを責めるのではなくて、それを補完する役割の人たちも一緒に頑張ろうね、みたいなことが書かれているのかなと思うので、決して室田委員がその親を責めているわけではないと思うのですけれども、補足として意見を言わせていただきます。以上です。

(後藤会長)

はい、ありがとうございます。他の皆様いかがでしょうか。では中屋委員、よろしく願いいたします。

(中屋委員)

愛知県児童福祉施設長会中屋と申します。

現場サイドからちょっといろいろ考えさせられることが多いものですから、権利擁護というのは当然、必要なことで、子どもがそう言った権利を主張して、いろんなことが変わっていくということは、ある面いい部分もあるのだけれども、逆に施設とか学校なんかもそうなのですが、今学校で言うと学校の先生がSNSで被害に遭っているようなデータが、動画が上がっているようなことがあるのですけれども、要は子どもが守られる権利を後ろ楯に先生を威嚇するとか、1歩間違えば暴力ぎりぎりのところに、というような状況があって、そういったところを、子どもだけじゃなくって大人側もセットで守れるようにするためにどうしたらいいのかっていうところを押さえておかないと、例えば、ルールであっても必要なルール、それで維持されるルールっていうものがあると思います。それが子どもにとっても、自分が安心して守られている形に繋がっているというルールもあると思います。上手にそこを子どもに説明できずに、要はなし崩し的に権利擁護に引っ張られて、必要なのだけれどもルールをなくしてしまう。それによって、学校や施設のルールがなくなり、最悪、崩壊していくということが起こり得ないことはないのではないかと思います。

だから、しっかり我々も現場の大人として、力をつけていかなきゃいけないのだけれども、子どもの権利擁護っていうところに引っ張られて、きちっとそれを説明できないということがあると、いろいろまずいことも起こるだろうなと思いました。以上です。

(後藤会長)

現場の貴重な御意見ありがとうございました。他の皆様も何か御意見等ございましたらお願いします。

(橋爪委員)

市町村会の橋爪でございます。子どもの定義の中で、今回新しく「心身の発達過程にある者。」というものが追加されました。これ皆さんも御存じだと思うのですが、こども家庭庁がこども基本法を定める際に、この定義を大綱とかで用いているわけなのですが、この心身の発達過程にあるものとした意図は、要は年齢に区切らない、というところ、若者でも、そうした擁護の対象になるということがここで明記されたってということになります。当然これをしっかり明記した以上は、そこの権利に対してどうやって擁護していくのか考えていく必要があると思っております。

もう 1 点。今回この内容を見ると、かなりはぐみんプランにゆだねていくような内容がありますので、その中で具体的な施策が追加されていくことは想像できるのですが、目標値の見直しもしっかりいただきたいと思っております。これは前に申し上げましたが、意見の反映を市町村が取り組んでいる数と言うのは主体性がありません。市町村では、認知度を調べて、具体的なパーセンテージを挙げてたりしているところもあり、意見表明に関しても目標として挙げられているところがありますので、その点については、見直しをお願いしたいと思っております。以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。他の皆様いかがでしょうか。

(犬飼委員)

何点か。まず意見表明の部分なのですが、社会的養護の子は今、調整いただいているということですが、身体や精神的な障害のある子の意見表明は、どのように考えていらっしゃるのかなというのが 1 つです。

あと端的にですけれど、この条例の制定をする時期があるのかどうかというところが 2 点目です。あるとすると、来年度の初めから行っていくという子

どもたちの意見表明は、条例の制定にどのようにスケジュール的に反映することができるのかという3点、教えていただければと思います。

(後藤会長)

御質問でありますのでよろしいでしょうか。県の方から今の時点での御回答いただけたらと思います。

(子育て支援課 伊藤担当課長)

障害を持った子どもたちへの意見聴取ということですが、今のところ特別に障害を持った方への意見を聴取するということは予定しておりません。オンラインアンケートと、児童養護施設への聴取と、それから子どもパブコメといったことを考えております。

あともう1つ、条例の制定スケジュールについては今のところ資料に御紹介した5月に来年度の1回目の会議をやるというところまでしか決まっておりますので、そのあとのことは未定となっております。

それから、子どもさんたちに聞いた意見を反映するタイミングは、もちろん聞いた意見が反映できずじまいということがないようなスケジュール組みになっておりますので御安心ください。

(犬飼委員)

ありがとうございます。スケジュールの点は承知しました。障害者にかかわらずですが、学校を通じて周知をすとか県のホームページで周知するという方法ですと、そもそもその情報にアクセスできる子どもというのはすごく限られているというか、人数的には多いと思いますけれど、逆に言うと環境の整っている子どもだけがたどり着ける情報であると思います。

そうすると多数派の意見を聞いたことをもって子どもの意見を聞いたということになってしまうことを懸念しますので、少数派の意見こそ、しっかり聞くべきで、それは、そういった情報にアクセスすることが困難な子どもたちは少数派ですが、だからこそ少数派のアクセスが困難な子どもたちにも、そういった意見を述べる機会があるということが届くような方法をとらなければ、本当の意味で子どもの意見を聞いたということにはならないだろうと思いますし、多数派の論理で社会が決まっていくということは、少数派がさらに困難な状況に追い込まれていくことにも繋がっていくので、意見聴取を、もう少し工夫していろいろな環境の子どもでもアクセスし、その情報にたどり着くことができるような方法を考えていただきたいと思います。

(後藤会長)

ありがとうございました。他に何か御意見ございますか。よろしかったですか。いかがですか。

(政木委員)

日本労働組合総連合会の政木です。

今日、本日からということなので、あれなのですけれども、中井委員と中屋委員が話をされていた乳幼児のところですけども、その「⑤ 保護者の役割」のところで書いてあるのですが、例えば、いわゆる子どもの権利をしっかりと全うできなくなってしまいかも、となった親御さん、保護者様の何か文言がある方が、子どもに対しての保護をするための何か手助けをできるような文言が入る方が良いのでは、と中井委員のお話を聞いていて思いました。

(後藤会長)

最初は、従来の第一義的責任という言葉が入っていたのですが、それを少し緩和する形で、今日出てきた素案のところに、第一義的責任という言葉はなくなってこのような形なのですけれど、さらにこれに何かを加えた方がよいということでしょうか。

(政木委員)

そうです。もちろん子どもの権利っていうのをしっかりと周知をしていかなきゃいけないっていうのは大前提としてあるのですけれども、その権利を、不本意ながら、どうしても守ることができなくなってしまった保護者に対しての、何か言葉というか、条例が少しあっても、乳幼児のためにはいいのではないかなと思っています。

(後藤会長)

ありがとうございます。保護者が子どもの権利を全うできないままに、子どもの権利が家庭の中で阻害されている状況というのが生まれるので、そうなったときは保護者がSOSをはっきり伝えられるような、何かそういうニュアンスがここから伝わると良いという御意見と受けとめてよろしいでしょうか。

(政木委員)

はい。

(後藤会長)

ありがとうございます。

本当にこの辺りどこで線を引くかっていうのがとても大切なところで、今日、多くの委員の方からこの子どもの権利の中で、乳幼児の問題というのが出てきたと思います。乳幼児のときに権利を阻害されると、小中学校になって自分の意見を作ったり表明したりしようと思っても、なかなか難しい状況にも直面してしまっているということがあると思います。乳幼児には子どもの権利そのものを理解することはできないとしても、それが何かこう伝わるようなことをこの条例を通してやっていくと、より子どもたちも意見を作ったり、表明したりということができやすいというのが皆様の思いでしょう。一方、どうやって子どもたち、乳幼児は受けとめられるのだろうかというお話があって、やはりそのためには、保護者のところをどういうふうに設定するかっていうところが大事という御意見だったと思います。これは条例の中に書き込むのか、また具体的な内容として、こちらの子ども・子育て会議の方でしっかりとやっていくのかは、県の方で整理していただくとしても、そういう意見が重ねて出たところは、今日の会議の1つ重要な点だなと思っております。

いかがでしょうか、他の皆さん。では中井委員。お願いします。

(中井委員)

子育て支援のNPOまめっこの中井です。

政木委員ありがとうございました。今、御提案いただいた内容は、基本的には賛成ですけれども、保護者の役割の中に加えるというよりは、例えば県の責務の中に、「保護者や養育者が、子どもの権利を守れない状態になったときに相談できるような機関を設置する。」だとか、県や市町村職員、周りの大人がそこにつなげるとかっていうところに書かれた方が自然なのかな、と思います。そういう相談が「保護者等が子どもの権利を守れなくなったときに相談できるような機関の設置を推進する」であるとか、もしくはその下の学校関係者・事業者・民間団体・県民・市町村みたいところで、そういうものを設置するとか相談を促すよう努めるとか。

なかなか自分が、その子どもの権利を侵害してしまうところまで追い詰められた保護者さんって、人に相談するということが非常に難しいものになるので、自治体で言えば、保健センターや民生子ども課のような手続きをする窓口であるとか私たちのような子育て支援をする団体、あとは保育所等の親御さんが通われるところの周りの大人が気付いてつなげるってところが大事かなと思っています。実際にやっぱり相談に繋がる場合というのは、信頼している第三者からのアドバイスが大事なのだと言われているので、何かその辺りを県の責務というところと、その他、保護者の周りの大人のできることで整理され

ると良いのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

(後藤会長)

はい、渡邊委員、よろしくお願いします。

(渡邊委員)

NPO法人CAPNAの渡邊です。よろしくお願いします。

今、中井委員がおっしゃったように全くその通りだなと思っていて、その保護者の責務として子どもを養育する第一義的な責任があると言うのですが、その第一義的な責任っていうのは最終的に責任を負うという意味とはちょっと違うかなと思っています。まずは保護者に責務があって、その保護者がその責務を果たすことができるように県が支援する。そういう関係にあるかと思うので、県の責務のところに必要な支援を行うと、そういう文言が入るといいかなと思います。

それから、「⑤ 保護者の役割」として、少し、第一義的な責任っていうのが、保護者に過度な負担を負わせてしまうような印象があるということで、今回修正をしてくださったのですが、この文言だと少し何か内容が限定され過ぎないかなと思っています。

生活のために必要な習慣を身につけるとか、自立心を育成するとか、意味が少し狭くなりすぎているかなと思うので、例えば「基本理念に則って、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるように、子どもの発達にふさわしい養育に努める。」とか、もう少し幅広い内容になるような表現にされたほうがいいかなと思います。

それからもう1点、「⑦ 事業者の役割」なんですが、事業者の役割として「労働者が仕事と家庭生活の両立ができるように、雇用環境の整備に努める。」としか書いていないのですが、それだけではなくて、事業者が事業を行っていく上で、その対象として、もちろん子どもも含まれていると思うので、「事業者がその事業の活動を行う上で、子どもの権利を保障するための活動を推進する。」とか、或いは「子どもの社会的な自立に向けて、就労支援や人材育成に努める。」とか、もう少し事業者として、子ども施策に関わる部分の表現を入れたほうが良いと思います。以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

多分、ここは皆様、非常にいろいろな御意見をお持ちだと思います。私もつつい司会進行しながら、自分自身がちょっと熱くなっているようなところもあ

りまして、皆様もまだまだこの点については御意見があるかというふうに思います。

ただ、議題(1)で予定しました時間を少し過ぎてしまった状況でございます。十分皆様から御意見を賜る時間がなかったときには、大体1週間をめぐり、いただくことになっていきますので、今回の場合ですと2月19日というところになります。御意見を事務局まで御送信いただくというような形でいただければ、本日、この場でいただいた御意見と同じような形で扱わせていただきますので、まだ御発言いただけていないところがございましたらそのようにお願いします。その上で今までいろいろな御意見出ましたけれど、もし県の方から、この議題(1)について、何かお伝えすることがあればお願いします。無ければまた整理してからということで、いかがでしょうか。

それではよろしく願いいたします。

(子育て支援課 伊藤担当課長)

子育て支援課担当課長です。

1点だけ、権利条例の中に具体的な子どもの権利というものを明記するというお話がありましたが、今の段階の県の考え方を紹介させていただきます。

こちらの「③ 基本理念」のところに、基本的人権の保障ですとか、生きる権利、成長・発達する権利など、こちらの方に書いてございますものに大きく含まれていると考えておまして、市町村の条例ですと細かい権利が、個別具体の権利が書かれているものが多くあることは存じているのですが、都道府県の条例なども見比べてみますと、広域自治体としていろいろなものを包含できる書き方で、このように考えて作ったところであります。以上です。

(後藤会長)

ありがとうございました。

(子育て支援課 森川課長)

今の点、少し補足をさせていただきたいと思えます。

子どもの権利の内容について、条例に書き込む件について御意見をいただきました。他県で先行して制定されている条例を研究したところ、県の条例では、具体的な権利について規定しているものは現時点ではなく、包括的な書き方をされているようでございます。

ただ名古屋市さんや豊田市さんはじめ、市町村の条例では、地域の実情に応じて、非常に細かく保障されるべき権利を、子どもさんにも分かりやすく規定されているところは確かにございます。そこに愛知県がかぶせるように、条例の中に

書き込んだ場合に、それぞれの自治体との間に齟齬が出ないかというところを懸念をしているところでございます。例えば豊田市さんですと、31 の保障されるべき権利を条例の中に書き込んでらっしゃる。名古屋市さんですと、23 の権利保障を書き込んでらっしゃるという状況でございます。

その中で、例えば豊田市さんでは「友だちをつくること」「様々な世代の人と触れ合うこと」、また、「失敗しても再度挑戦すること」、こういう権利を地域で子どもさん方の御意見を踏まえて、盛り込まれていらっしゃるようでございますが、名古屋市さんにはこれはないようです。これはどちらが良いとか悪いとかということではなく、それぞれの自治体の特徴として、必要性に応じて規定をされてらっしゃるものと思います。

県内 14 の市町村で既に条例が制定されていて、そのうち、多くのところで条例の中に、地域ごとに必要だと考えられる権利を盛り込まれているので、このような状況において、県が県条例の中で具体的な権利を規定すると、齟齬が生じるのではないかと懸念しているところでございます。

もう 1 点ですが、子どもの権利というのは、社会情勢ですとか、人々の価値観の変化等によって、将来的にその内容も変遷していくことが考えられます。例えば、平成の時代に作られた条例の中には、今、求められる可能性のある SNS に関連する権利は記載がないなど、時代の変遷に応じて変わっていくことも考えられると思います。県条例で、具体的権利の内容を規定した場合に、こうした時代の変遷に応じて変化していく部分に、将来的に迅速また柔軟に対応、つまり規定の改正ができていくかという、ちょっと難しい部分もあると思っております。

例えば今年度、子どもさんの御意見を聞いて、20、30 の権利の内容を盛り込んでも、また数年するとその子どもさん方も変わっていかれ、そしてまた新たな価値観が生まれたときに、その度ごとに条例を改正していくのはハードルもございまして、我々としては、条例の中に包括的な形で権利の内容を盛り込ませていただいて、あとは、先ほど御説明申し上げました権利カタログのような形で、事業ベースで県民の方々に広く周知をしていく方法をとった方が、権利の内容の変遷に柔軟かつ迅速に対応していけるのではないかと考えて、整理させていただいているところでございます。

いずれにしても、今日いただいた御意見を踏まえまして、市町村条例との関係性等も含め、法規担当部局と整理をしてまいりたいと考えております。いろいろ御意見ありがとうございました。

(後藤会長)

どうもありがとうございました。はい、それでは議題 (1) の方はここで一応

閉じさせていただきますが、この件については5月の会議でもまた引き続き皆様の御意見賜ることになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。また県の方も、いろんなたくさん作業があるかと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは議題(2)の方にまいりたいと思います。「愛知県子ども計画はぐみんプラン2029」の変更について、説明をまずお願いいたします。

(子育て支援課 森川課長)

それでは続きまして議事の(2)「愛知県子ども計画はぐみんプラン2029」の変更について御説明させていただきます。

それでは、資料3-1、国基本指針の改正に伴う「愛知県子ども計画はぐみんプラン2029」の変更についてを御覧ください。

まず、「I 経緯」を御覧ください。子ども・子育て支援法第62条によりまして、都道府県は、内閣総理大臣が定める基本指針に則して、5年を1期とする都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定が義務づけられており、本県では2025年3月に「愛知県子ども計画はぐみんプラン2029」として、他の計画と一体的に策定したところでございます。

今回、国は2026年4月からの乳児等通園支援、いわゆる「こども誰でも通園制度」の給付化や、2025年10月の児童福祉法等の改正などに伴い、2025年9月に基本指針を改正し、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の基本的記載事項を修正し、2026年4月から適用することといたしました。

資料左下の子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案については、前回の会議で資料提供を行ったものですが、赤い点線で囲われている部分が、都道府県計画に係る改正の箇所になります。この国の基本指針の改正に伴い、2025年度中に現行計画を変更することといたします。

次に、資料右側の「II 変更を要する事項及び対応案」を御覧ください。改正後の基本指針等により、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的記載事項として示された項目は、1の①から③及び2の4点でございまして、記載の通り対応したいと考えております。なお、改正文案につきましては、対応案をまとめて説明した後に、資料3-2で御説明をいたします。

まず、「1、こども誰でも通園制度の本格実施(給付化)に伴う改正」です。「①

乳児等通園支援の従事者の確保及び支援の向上のために講ずる措置」につきましては、枠囲みに記載の通り、すでに現行計画に記載済みであるため、変更は行わないことといたします。なお、乳児等通園支援とは、こども誰でも通園制度の法令用語でございまして、「② 乳児等通園支援の従事者の見込み数」につきましては、現行計画に記載の保育士等の数値に、県調査により積算をいたしました

「乳児等通園支援の従事者数」の見込み数を加えた値に修正することといたします。「③ 2歳までの子どもが利用する地域型保育及び乳児等通園支援と、3歳以降の受け皿となる教育・保育施設の相互の連携・接続」については、現行計画に記載されていない部分もあるため、施設・事業者相互の連携・接続について追記及び修正することといたします。

次に、「2 保育士・保育所支援センターの法定化に伴う改正」です。愛知県保育士・保育所支援センターについては、現行計画に再就職支援を目的とした内容を記載済みですが、保育士・保育所支援センターの役割が法律上明記されたこと。また、基本指針では「保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備した上で、保育士の確保及び質の向上を図ること」とされていることから、今回追記及び修正を行います。

それでは、変更箇所について具体的に御説明をいたします。資料3-2の1ページを御覧ください。

この表は、計画の新旧対照表です。

先ほど御説明いたしました資料3-1「Ⅱの1 ②乳児等通園支援の従事者の見込み数」に関しましては、下欄の図表3-8-4、教育・保育等を行う人の見込み数に、こども誰でも通園制度に従事する保育士等の従事者数を加えた数値に修正しております。また、この図表の上から4番目一番右の欄に記載しております、2029年度の保育教諭及び保育士の見込み数の合計値3万5,250人を踏まえ、上段に記載の保育士等の確保数の目標を、3万5,000人から3万5,300人に修正しております。

なお、保育士等の確保数の現状値を3万571人としておりましたが、これは公定価格上、基本分単価に含まれる非常勤職員を含まない数値となっております。この期に目標値の考え方に合わせまして、非常勤職員を含む3万3,060人に修正をさせていただいております。

次に2ページを御覧ください。資料3-1「Ⅱの1 ③2歳までの子どもが利用する地域型保育及び乳児等通園支援と、3歳以降の受け皿となる教育・保育施設の相互の連携・接続」について、追記修正をしております。

上段は地域型保育事業と連携施設の相互の連携・接続に関する事項を追加、また、下段は新たにこども誰でも通園制度と教育・保育施設等の連携・接続に関する事項を追記しております。

最後に3ページは、「Ⅱの2 保育士・保育所支援センターの役割が法律上明記」されたことを踏まえ、下線部のとおり追記修正をしております。

これらの変更については、資料3-1「Ⅲ 変更のスケジュール」に記載のとおり、本日の会議の御意見等を踏まえまして、3月31日に改訂版の公表を予定しております。

議事(2)についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(後藤会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして御意見御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。はい、室田委員さん、よろしくお願いいたします。

(室田委員)

資料3-2の図表3-8-4のところなのですが、保育の一番の保育教諭の人数も少しずつ増やしてはいただいているのですが、保育士さんのところが、かなり増えるようにと配慮していただいているのですけれど、実はこのところを幼稚園が、今までは教育委員会に所属していましたが、こども園化をしていくところが多くて、所管が福祉課だったりとか子ども課だったり、教育委員会からは出て、愛知の公立の幼稚園・こども園は、ほとんど福祉課の方に移っていきます。

こども園化するとなると、保育教諭の任用というか、働く場が増えていくということですので、保育士さんの数も多分増えていくのも、乳児加算が増えるので、増やしていくってこともあるのですがこども園の中で働きたいと思うと、やっぱり保育士の資格も要るし、幼稚園教諭の免許も要るっていうことで両方持ち合わせた保育教諭っていう、存在がかなり増えていくのではないかと思われるので、このところをもう少し考慮していただけるといいかなと思いい見させいただきました。

同時に、2ページ目のP81って書いてあるところの、2行目、「3歳で卒園する子どもたちが円滑に、保育所等へ移行できるよう」というこの等の中に、こども園も含まれているという認識でよろしかったでしょうか。以上です。

(後藤会長)

ありがとうございます。2つ目の点だけちょっと確認いただけますでしょうか。

(子育て支援課 原田主査)

子育て支援課の原田と申します。

今、御質問いただきました、こちらの等の部分につきましては、保育所ですか、幼稚園、また、認定こども園を含んだような形で考えております。以上でございます。

(後藤会長)

では本多委員さん、よろしくお願いします。

(本多委員)

ちょっと教えていただきたいのですが、図表の 3-8-4 の表のことで、1 つは、※3 の、これを示す数字っていうのは、こども誰でも通園制度での数字が増加していくことを示している数字でよろしかったですか。

(子育て支援課 加藤担当課長)

子育て支援課でございます。お見込みの通りでございます。今回はこども誰でも通園制度に従事する保育従業者等の数というのが加わっているところでございます。

(本多委員)

2025 年の数字に 245 人から、2026 年度の 299 人への増加の数が、約 50 人となっているのですけども、今後、本格実施がされるにあたって、数字が若干少ないのかなと思うのですけれど、これはそれを含んでいる数字として見ていいですか。

(子育て支援課 伊藤課長補佐)

子育て支援課施設認可・保育人材確保グループの伊藤と申します。

一応こちらの数字はもともと余裕活用型ですとか、本来おられる保育士さんで、誰でも通園の受け入れをしていただくような場合もございませうことから、一見見かけ上はこの数字になっておりますが、必要数として市町村の方から出していただいた数字を積み上げております。以上になります。

(本多委員)

ありがとうございます。そうすると同じ表の①②を保育教諭、保育士からの移行とは、その数字が移行してくることはないですか。

(子育て支援課 加藤担当課長)

子育て支援課でございます。

図表 3-8-4 のところで、保育士の②のところ、2025 年度から 2026 年度にかけて、180 人ほど増えております。それとは別に一番下が保育従事者等ということで例えば子育て支援員さんなどが入ってくるのですけれども、こちらの方が 50 人ぐらい増えているというような状況で、両方足しますと 230 人ぐらい増えるようなところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように余裕活用型

ということで、今いる人員でできるということもございますので、市町村の見込みとしてはこの増加数だというような状況でございます。以上です。

(本多委員)

はい、わかりました。

もう1点、※2の幼稚園教諭の方に関しまして私学助成を受ける幼稚園を除くところなんですけど、数字がほぼ、変わってきてない数字が並んでいるんですけども、かなりの幼稚園が施設型給付に移行するというふうに認識しているのですが、その辺はいかがですか。

(子育て支援課 加藤担当課長)

御質問ありがとうございます。子育て支援課でございます。

こちらの方につきましては私学助成を受ける幼稚園を除くということで記載してございますが、今回はあくまで子ども誰でも通園に係る保育士等の数の増加のみを反映しております。

先生方がおっしゃられているのはこの2年間、計画できて1年ですけども、その間にも私学助成の方から認定こども園とかに移られるようなこともございますというようなお話を、先ほども御質問されたと思うんですけども、そちらにつきましては計画の中間見直し時に合わせて反映ということで、今回はあくまで誰でも通園の部分のみを反映させていただいておりますので、御了承いただければと思います。お願いいたします。

(本多委員)

ありがとうございます。そうすると、幼稚園、施設給付の方に移った幼稚園の人員が、誰でも通園制度のほうに反映されているということはないという認識でよかったですね。

(子育て支援課 加藤担当課長)

子育て支援課でございます。

お見込みの通りでございます。あくまで今回は誰でも通園の部分のみということで、私学助成の部分の変更の部分については、次回の中見直しのときに、検討させていただければと思います。

(後藤会長)

いいでしょうか、今お答えいただいたように、制度の変更がある中で、その制度に沿って変更しているものと、まだその見直しになっていない数字というも

のと、両方あるということです。縦に足してしまうと少し違うのかなと、横で見えていく数値かなと思いますのでよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。他に何か御確認があれば、はい、榊原委員。

(榊原委員)

ファザーリング・ジャパンの榊原でございます。

立場上、子育て支援をする立場にはあるのですが、少しそれじゃない部分でのお話をさせてください。私は税理士資格を持っています、開業をしております。それで顧客先には、こども園さん保育園さんが幾らかございまして、仕事柄会計ですので、数字の方毎年見させていただいております。

その中で非常に県にお願いしたいと言いますか、この度改正改定にもありました参考資料3-2のページ3にございますが、下の用語解説ということになります。

ページ81の方で今までなかった保育士・保育所支援センターを設置することに非常に大きな期待をしております。と申しますのは実は、現在、保育士をまたさらに従事者を増やすという計画にはなりますけれども実際、現場では、保育士確保がもう相当、つらい状態になっております。その状態の中でやはり、一定数の人数を確保しなくてはいけないということで、皆様保育園さんこども園さんは何をしているかというところ現在の民間の人材紹介会社さんから、人材の紹介を受けて、補充をしているような状況が続いております。実はそこにちょっと私の見ている話なのですけれども、まず一人補充するのに非常に金額が高騰しています。ここ数年で、やはり足りないということが慢性化しているものですからやっぱり需給のバランスもあるのでしょうか。非常に紹介料が高いです。保育園こども園は、給付を受ける税金事業でございますので、私としてはその税金がそういった業種の方へ、お金が流れていっているということを非常に懸念しております。

そこで今回のこの支援センターが大きくその権限を持ってやっていただけるというのであれば非常に期待をしたいと思います。実は業者さんもいろいろありまして、ただ、最近こちらから紹介を受ける方の定着率が非常に悪い。何ヶ月間いると返金があるのですけど何ヶ月以上になるとすべて紹介料が払わなくちゃいけないのですけど、何ヶ月が過ぎたところで皆さんお辞めになっていく方ばかりで、どんどん辞めていってしまっていて、もう何もかもやらなくてはならないという状況が続いております。

当然質の確保でも非常に懸念されることと申しますし、やはり公金税金がこういった形で使われていくというのは、私は税理士でもございまして、非常によろしくないのではないかと申しますので、かなりこの用語解

説の中から今までは支援にとどまるところが、総合的に取り組んでいただけるというような形に比較的強い文言に変わっているので、非常に改善は望んでいるところではございますが、そういったことは併せて承知していただいて、取り組んでいただきたいというのが私からの意見でございます。ちょっと子育て支援から外れましたけれども申し訳ございません。

(後藤会長)

貴重な意見ありがとうございます。よろしかったでしょうか。少し時間がオーバーしており、どうしてもということがあればお手を挙げていただければ、御意見賜りますがよろしかったでしょうか。

それでは、今いくつか意見をいただきましたが、表のところの数値の理解、それらを含め、もし議題(2)に関しまして何か最後にお言葉ありましたら。県の方に出された質問等でなければ、よろしかったでしょうか。

議題(2)は、これで終了いたします。

続きまして3 その他の方に移らせていただきます。事務局から何かございますか。

特にないとのことでございます。

議題(1)、議題(2)ともに非常に重要でしたが、皆様に大切な充実した意見交換をしていただきありがとうございます。

では本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。先ほど言いましたようにもし議題(1)の方で御意見ある方は、2月19日まで、メールで御意見お届けいただいたらと思います。それでは皆様には大変貴重な御意見をいただきありがとうございます。いただいた意見は、事務局の方で検討をお願いしたいと思います。議事が終了しましたので進行を事務局にお戻しいたします。

(子育て支援課 森川課長)

本日はお忙しい中長時間にわたり御議論いただきましてありがとうございます。本日いただきました、多くの貴重な御意見御提言につきましては、事務局でしっかり検討を行ってまいりたいと存じますのでよろしく願いいたします。それでは本日はどうもありがとうございました。

(子育て支援課 平山課長補佐)

本日の議事録につきましては後日発言された方に内容を確認いただき、議事録署名人の2人の御署名の上ホームページに掲載いたします。

また、次回の会議は来年度、5月頃に予定しております。

それではこれもちまして令和7年度第2回子愛知県子ども・子育て会議を

終了いたします。本日はありがとうございました。